

議会の委任に基づく専決処分について

1 和解(示談)当事者

株式会社吉井建設工業
中野区

2 事故の概要

(1) 事故発生日

平成28年(2016年)11月17日

(2) 事故発生場所

東京都中野区中野六丁目17番先丁字路上

(3) 事故発生状況

区の職員が、ごみの収集運搬作業のため軽小型貨物車で上記(2)の丁字路を左折しようとした際、前方から車両が来たため当該車両を避けようと当該軽小型貨物車を後退させたところ、当該丁字路上に停車していた相手方の車両に衝突した。この事故により、相手方の車両の左後部のバンパー及びテールランプが破損した。

3 和解(示談)の要旨

区は、本件事故により相手方が被った損害375,251円について、相手方に対し賠償する義務があることを認め、相手方の指定する方法で支払う。

4 和解(示談)の成立の日

平成29年(2017年)1月12日

5 区の賠償責任

本件事故は、軽小型貨物車を運転していた区の職員の後方確認不足により発生した事故であり、相手方が被った損害の全額について、区の賠償責任は免れないものと判断した。

6 損害賠償額

本件事故による相手方の損害額は、相手方の車両の修理代金及び代車に係る経費等の合計375,251円であり、区の損害賠償額は損害額と同額である。なお、損害賠償金は、保険会社から相手方へ直接支払われた。

7 事故後の対応について

- (1) 所属長から関係職員に対する口頭注意を行った。
- (2) 所属長から分野内の職員全員に注意喚起を行い、安全運転を励行するよう徹底した。